

■海外便り

ニュー・ヨークからの便り

若林 宏輔*

学外研究先：Visiting Scholar, John Jay College of Criminal Justice, in City University of New York

学外研究期間：2019年9月～2020年9月

2019年9月末より1年間の学外研究の機会を得て、米国NY州にあるニューヨーク市立大学ジョン・ジェイ・カレッジ（JJC）に訪問研究員として所属しています。

さて本稿についてですが、本誌の編集事務を担当されているO女史から、「学外研究中の研究や生活の様子」について書いてほしいという依頼を頂き執筆したものです。どうやら本誌の新しい企画のようで、その栄えある第1回目を偶然にも担当させてもらうことになりました。また執筆依頼時にはとくに内容に制約が設けられていませんでしたが、シリーズ化も期待されると聞いています（若林が連続して書くという意味ではなく、今後他の先生が担当されるという意味）ので、できるだけハードルを低くする方が良いのではないかと思います。ただ、以降の文章次第では次巻以降は何かしらの制約があるかもしれませんが、その場合はすみませんと先に謝罪させていただきます。

では、まずは早速研究の話から。学外研究もはや5ヶ月が経過し2020年になってしまいました。JJCは名前の通り刑事司法に特化した教育・研究機関ですが、これは世界的にも珍しいものだと思います（Fig. 1）。刑事系しかない法学部・大学院という、日本にはまず存在しないのではないのでしょうか。さらに驚くべきことに、そんなJJCには「心理学科」が存在しています（Fig. 2）。つまり日本の法学部に心理学科があると考えてもらえれば、その特殊性は理解してもらえるものかと思いますし、恐らく世界でもここだけだと思います。若林は「法心理学」という研究領域（最近だと資格関係で「司法・犯罪心理学」と呼ばれている）が専門ですが、JJCはこの研究領域の世界有数の研究機関です。



Figure 1 JJCの旧館（左）と新館（右）の入口。両館が1ブロック内にあり、途中から繋がっている。

*立命館大学総合心理学部 准教授



Figure 2 同カレッジの心理学科は新館最上階の 10F にあります。

若林は同学科のサウル・カッシン名誉教授（Distinguished Professor, Saul Kassin）の研究室に所属しています。同教授は、冤罪事件の原因の一つである虚偽自白（false confession）に関する心理学研究で最も著名な研究者です。日本では冤罪事件の主原因とされる虚偽自白ですが、米国でも同様に、冤罪事件が明らかになったケースの約 3 割で、実際には犯罪をしていないにもかかわらず「犯罪を行った」と虚偽の自白証言が存在していたことが明らかになっています。近年、米国では過去数十年間における冤罪事件の存在が次々と明らかになり、これはイノセンス・ムーブメントとでも呼ぶべき社会動向になりつつあります。一方で、こういった社会動向に心理学者がどのように貢献できるのかについて学ぶことが、同研究室で学外研究を過ごす間の中心的課題だと思っています。

同教授は虚偽自白を心理学実験で再現し、その生起確率を他の条件との比較から検討することを可能にしました。とくに実験状況で作り出された不正行為をしていない人（無罪条件）が、提示される証拠内容、また仮に罪を認めない場合にとられる手続き（裁判を想定）が悲観的な場合（有罪確率が高い）には、虚偽の自白をしてしまう割合が決して低くないことを明らかにしています。同実験パラダイムはその後の追試や別条件での実験が世界中で繰り返し行われていますが、いずれも同様の結果が得られています。

上記の実験は 30 年以上前に行われ、その結果を受けて、これまで多くの心理学者や法学者・法実務家が虚偽自白の存在について警鐘を鳴らしてきました。強圧な取調べではなくとも、提示される情報と選択肢によっては、実際には犯罪を犯していない人も、一旦はその場で自白することが合理的に思えるためです。ただし NY で 4 ヶ月以上過ごすなかで理解したのは、同教授

がいる米国、さらにここ NY であっても虚偽自白が相変わらず生じ続けているという事実です。カッシン教授とお会いしてすぐに言われたのは「毎週のように、虚偽自白をしてしまった被疑者・弁護人からいまだに連絡がくる」ということでした。同教授はいまでも法廷で心理学者として専門家証言を行い、虚偽自白で有罪判決を下された被疑者の弁護活動に貢献しています。実験・調査を行ってデータを提供するというだけでは、社会は簡単には変わらないという現実を突きつけられたと思っています。

心理学者が語るのもどうかと思うのですが、やはり法というものには地域差が存在し、それは国や地域の文化の反映であることは間違いありません。米国でも、州によって刑法が異なっていますし、日本司法もまた日本独自の文化の発露であるわけです。奇しくも、この間に、カルロス・ゴーン氏の逮捕・保釈そして保釈中の国外出国を受けて、日本の刑事司法の現状が世界的に報道されることになりました。同ニュースはこちらの研究室でも話題になり、先日のラボミーティングでは若林がちょっとした報告もしています。日本では、多くの方が同事件の経緯に納得していないのではないかと思います。たしかに保釈中の出国は違法行為であり、この点において彼が法を犯したということは明白な事実です。一方で、それ以前の 100 日を超える長期勾留、1 日最大 8 時間の取調べ、取調べ時の弁護人の不在、外部や家族との連絡制限（同氏ケースのみ配偶者との連絡が制限されましたが、これは特殊事例のようです）、低い保釈率（同氏の場合はこれに成功）、逮捕の証拠となった日本独自の司法取引（他者負罪型）といった日本の刑事司法の実態は、やはり世界基準に照らせば、かなり特殊な条件だという事実を無視はできないでしょう。

こちらで同ケースの報告を行った際は、彼が有罪かどうかより、どのような手続きが取られていたのか、それが公正な手続きであると言えるのか、なぜ日本人はこういう司法制度に賛成し維持するのか、といったことを問われました。もちろん、気づいたときにはこうなっていたというのが本音なのですが、それでは研究者としてではなく、一市民としてあまりに無責任だという空気を感じています（やれやれ）。ただし、「異常だ」「問題だ」という指摘だけでは、なかなか変わらないのが法や制度という文化でもあると思います。心理学者としては、やはりこういった日本司法の特徴を踏まえた実験・調査研究が必要であると考えますし、これが法心理学者としての永い仕事になると感じています。あと半年以上も学外研究は残されていますが、米国での関連研究の手法や理論について研鑽を積み、帰国後につながる調査・実験研究について準備していきたいと思っています。

続いて NY での生活についても書こうかと思います。正直に、渡米前は研究以外で 1 年も海外に住んで何をしようか？とっていました。物価の高い NY 生活を考慮すると、旅行もあまり多くはいけません。かといってマンハッタン内で何かをしようとすると、まずミュージカルが苦手なブロードウェイには興味がない（La La Land も秋ぐらいで寝てた人間です）。Jazz は一度ヴィレッジヴァンガードに聞きに行きましたけれど、通うほどハマリはしない。MoMA や The MET とかは好きなので何度か行ったのですが、好きな特別展示が毎回あるわけではない。また、これらは基本的に受動的な文化というか、主体的にする何かではないと来る前から何となく思っていたのです。観光をする際にはマストゴーでも、生活をする際には役不足というか、まあ 1 回行けば十分とも思えるのです。渡米して 2 ヶ月が過ぎた頃、個人的に少し退屈している感覚に陥りました。あと何処に行こうか？というよりは、週末何しようか？ということです。この間は、しば

らくのあいだ、生活方面というかプライベートの領域の課題となっていたのです。はたして学外研究に行かれた先生方は皆さんどうだったのでしょうか？

要するに、暇なとき何しよう？ということなのですが、最近これが「バスケットボール」になってきています。というのも実はNYはバスケットボールの本場だということを、こちらに来てから思い出したためです。ちなみにNBA観戦ではありません。若林は小学生のころから高校生までバスケットボール部に所属していました。まさにSLAM DUNK直撃世代です。いちおう大学でもバスケットボールサークルに所属しましたが、練習先に行くために原動機付自転車を買おうと始めたアルバイトが忙しくなって辞めました（本末転倒というかミイラ取りがミイラになったとか…）。それから約20年間、すっかりバスケットボールのことは忘れていたのです。

実はNYはいたるところにバスケットコートがあります。セントラル・パークの中にもありますし、マンハッタンには有名なストリートバスケの聖地——The Cageと呼ばれるコートもあります（Fig. 3）。



Figure 3 The West 4th Street Courts as also known “the Cage”

よって週末は、そこら中でバスケをしている人たちがたくさんいるのです。改めてこの環境に気づき、考えてみたところ「NYに来て、バスケをしないのは損なのではないか？」と思うようになってきました。しばらく逡巡していたのですが、ある日思い立ち、5番街のNIKEに行ってバスケットシューズを20数年ぶりに買ってしまいました。また、そのまま近くにあるNBAストアで20ドルくらいの安いゴムボールも購入。さあ、あとは行くだけ。でも、一人でやってもなあ、と調べると在NYの日本人駐在員の方々のバスケ・チームを発見。しかも歩いていける近所のコートで練習しているというではないですか。すべての条件は揃っ（てしまっ）た。というわけで、現在週末は、近くのコートまで行ってバスケットボールをしています。人それぞれ色々な楽しみ方がNYにはあると思うのですが、これが若林の今の所のNYライフということでご理解

いただければと思います。まあ、運動ですから健康には良いという現代の免罪符もありますし。。。じゃあジョギングとかもあったわけですけど、ただ走るよりボールを追いかける方が気楽というのが、昔からの若林の習性のようにです。そのため若林のNY行きを知った人の多くの心配を他所に、帰る頃には日本にいたときより健康体になっている可能性はかなり高いです。

また実は学生時代の友人（立命館大心理学科出身）が家族とともに同じくニュー・ヨークに駐在中です。若林がつつがなくNY生活を開始できたのはほとんど彼らのサポートのおかげでした。以降、同家の3才のお嬢さんを連れてセントラル・パークにも良く散歩にいたり、夕食をご一緒したりしています。十数年ぶりの友人とその家族との交流もこちらでの生活の弾みになっています。

2020年2月12日

若林 宏輔